

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一規一本専-003	承認日	2003.5.25	1/1
常任理事会規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

目的	常任理事会の開催、及び運営に関して、定款に定めるところにより、以下の通り細目を定める。
----	---

1. (構成)

常任理事会は、理事会で選任された理事長、副理事長、専務理事、常任理事で構成する。

2. (機能)

常任理事会は、理事会から付託を受けた事項について業務を執行する。

常任理事会は、理事長の全般的経営管理機能を補佐する。

3. (開催)

常任理事会は原則として、月2回(隔週)定期に開催する。

4. (招集)

会議は理事長が招集し、議長となる。

5. (議題)

常任理事会は、理事会の議決にもとづき、次の事項を付議する。

- (1) 総括・方針案、事業計画案・予算案、資金計画案の作成
- (2) 人事計画(年度職員数、総合的な配置計画、採用、養成方針など)に関する事項
- (3) 管理者任免案、職責・主任の任免
- (4) 労使協定に関する事項(賃金改定案、賞与支給案、労働条件に関する事項)
- (5) 職員採用、異動発議に関する事項
- (6) 月次決算並びに1/4期ごとの経営状況分析と対策
- (7) 院所長権限をこえる固定資産の取得、建物修繕承認に関する事項
- (8) 総会の承認にもとづく不動産の取得契約、建物建設契約に関する事項
- (9) 銀行借入に関する事項
- (10) 理事会の招集並びに議題
- (11) 諸規定の制定、改廃
- (12) 医師研修派遣承認
- (13) その他必要と認めた事項

6. (改廃)

この規定の改廃は、総会において行う。